

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社キノテック
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 救雄
- (3) 所在地：長野県上田市殿城 816 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

（平成 30 年 3 月 27 日認定）

認 1705002714、認 1705002715、認 1705002716

（同年 5 月 23 日認定）

認 1805000899、認 1805000900

（同年 6 月 19 日認定）

認 1805000854、認 1805000855

3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。